



パブリック
コメント
検討結果



皆さんから寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。西東京市総合計画策定審議会において、皆さんからいただいた意見が検討され、8月6日(火)に西東京市第2次基本構想・基本計画(案)の答申を受けました。なお、全文については、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPをご覧ください。

事案名 西東京市第2次基本構想・基本計画(案) 中間のまとめ

【公表日】8月29日(木) 【意見募集期間】5月31日(金)～7月1日(月) 【意見件数】177件(34人) ◆企画政策課 ☎(☎042-460-9800)

| お寄せいただいた意見 | 市の検討結果 |
|---|---|
| <p>「みんなでつくるまちづくり」について 第1次計画の「協働で拓くまちづくり」が、今計画案では「みんなでつくるまちづくり」に変わっています。協働とは同じまちづくりという目的のため、対等な立場で共に働くことです。市民も行政も共に力を出しまちを切り拓くという表現のほうが前向きで能動的で、行政にあれも、これもやってという、“お任せ”から脱却する意味からも、「協働で拓くまちづくり」のほうがよいと思います。(件数：2件)</p> | <p>今回実施した市民参加の取り組みの中で、「みんなでつくるまち」という趣旨のご意見が多くあり、「みんなでつくるまちづくり」については、市民意見を反映し変更しました。また、パートナーシップをイメージする協働によるまちづくりに関する施策のほか、自治会などの活動によるまちづくりも包含するなど、より多くの市民が相互に連携し、まちづくりに主体的に関与することをイメージした、より多くの方にわかりやすい言葉として「協働で拓くまちづくり」から変更しました。市民との協働や市民参加の重要性については、これまでの計画と同様に「み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために」で記述しています。</p> |
| <p>「職員育成」について 資料p.35で「市民共有の貴重な資産である公共施設」の有効活用について言及されているが、「職員」についても真に価値ある市民の共有資産との認識が必要である。また、市民は市職員がまちづくりの先頭に立つことは求めておらず、まちづくりに関わる市民を支援する市職員を求めている。この2つは全く異なり、計画全体として市職員に対する市民ニーズが誤解されている。(件数：1件)</p> | <p>協働によるまちづくりにおいては、職員と市民が同じ視点に立ちまちづくりを進めることが重要であり、まちづくりに関わる市民を支援できる体制も必要と考えています。ご指摘にあるように、職員が市民を率いるような誤解が生じることのないよう、視点のタイトルも含め、内容の見直しを行いました。</p> |
| <p>「子どもの権利」について 第1次計画の「子どもの権利が尊重され、いきいきと生活できるように取り組みます」が削除されているが、子どもの権利についての施策が前進するより後退しているように見える中で、削除する理由がわからない。市民参加のワークショップでも「子どもの権利条例の制定」の意見が出ていたと記憶しています。創1-1-1に「子どもの権利」の文言を入れるべきである。(件数：5件)</p> | <p>子どもが健やかに育つ環境づくりを推進する立場から、いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止については、第2次計画においてもその視点を明示しており、引き続き取り組むべき課題であると認識しています。ただし、「子どもの権利に関する条例」については、現段階において賛否さまざまな意見があるため、国際条約である「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行う中で、「子どもの権利」に関する理解や条例策定の必要性について、今後、議論を深める必要があると考えています。</p> |
| <p>「家庭の教育力の向上」について 創1-3-5：学力の向上についての提案はこれ1つなのに、内容が家庭の教育力に頼るとするのは構想として理解できない。いったいどのような「家庭」を想定しているのか、また、学校教育での学力向上についての施策を明らかにする必要がある。(件数：2件)</p> | <p>家庭の教育力は、学力の向上を直接的に図る施策ではなく、確かな学力を習得するため、その基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身に付けることが必要であり、そのための家庭の教育力の向上が重要と考えています。施策内容がわかりやすくなるよう記述を修正しました。</p> |

事案名 西東京市総合計画条例(骨子)

【公表日】8月29日(木) 【意見募集期間】5月31日(金)～7月1日(月) 【意見件数】2件(2人) ◆企画政策課 ☎(☎042-460-9800)

| お寄せいただいた意見 | 市の検討結果 |
|--|---|
| <p>賛成です。代議制民主主義の原則を順守すれば、議会の議決なしに政治を執り行うことは許されません。民意がもっとも平等に反映しているのが選挙であり、議員は市民の代表です。(件数：1件)</p> | <p>議会の議決を経て策定することについて、骨子のとおり条例(案)に規定し、本条例案を市議会に提案します。</p> |
| <p>総合計画を構成する実施計画が毎年度作成されるということは、総合計画は毎年度策定され、公表されると理解してよいでしょうか。また、どのような形で市民に公表されるのでしょうか。速やかにというのは、おおよそいつ頃(日程的に)を想定しているのでしょうか。(件数：1件)</p> | <p>第2次総合計画は、基本構想および基本計画は10年間、実施計画は3カ年の計画として策定します。基本計画は、後期5年間の開始にあたって見直しを行い、実施計画は予算編成とあわせて毎年度策定します。これらは、両庁舎情報公開コーナーおよびホームページで公開します。公開時期は、基本構想は議会の議決後となります。また、基本計画は平成26年3月に基本構想も含めて冊子を作成し、実施計画は毎年3月に冊子を作成して公表します。なお、第6の「総合計画を策定したときは」については、ご質問があったことを踏まえ、「基本構想、基本計画又は実施計画を策定したときは」と規定の見直しを行います。</p> |

西東京市地域防災計画(平成25年修正)を策定しました

市では東日本大震災の教訓や東京都が公表した新たな被害想定などを受け、地震など自然災害が発生した場合の市および関係機関の対応や、地震などによる被害を最小限に抑えるための対策を定めた「西東京市地域防災計画(平成25年修正)」を策定しました。この計画は、今年2月に実施したパブリックコメントにおいて市民の皆さんからいただいたご意見を反映し、8月8日(木)に開催した西東京市防災会議において承認されたものです。※本計画の概要は市報9月15日号に掲載する予定です。西東京市地域防災計画(平成25年修正)については、市HPをご覧ください。

◆危機管理室 ☎(☎042-438-4010)

防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報の伝達訓練を行います

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。この訓練は、西東京市以外の地域でも、全国的に実施されます。※Jアラートは、災害時に国から送られてくる武力攻撃や地震などの緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。詳細は、市HPをご覧ください。

時 9月11日(水)午前11時頃と午前11時30分頃の2回
内 「これは、試験放送です」を3回繰り返します。
※午前11時に実施する訓練において、「安全・安心いーなメール」で本訓練をお知らせする内容を配信する予定です。
※災害とお間違えのないようにお願いします。
◆危機管理室 ☎(☎042-438-4010)

救急の日・救急医療週間

9月9日は「救急の日」、9月8日(日)～14日(土)は「救急医療週間」です。東京消防庁では、この期間中に「応急手当での知識、技能の習得」、「救急車の適正利用」などについて呼び掛けていきますので、市民の皆さんも救急業務および救急医療に対する正しい理解と認識を深めましょう。

◆西東京救命講習市民大会
市民の皆さんの参加をお待ちしています。
時 9月7日(土)①午前9時～正午 ②午後1時～4時30分
場 防災センター6階
申 電話で下記へ
問 西東京消防署 ☎(☎042-421-0119)
◆危機管理室 ☎(☎042-438-4010)

特別警報が新たに追加されました

気象庁は、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に特別警報を発表します。特別警報が発表されたら、ただちに避難場所などへ避難するか、すでに外出することが危険な場合は、家の中で安全な場所に留まるなど、身を守るために最善を尽くしてください。

□特別警報とは…
警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、特別警報を発表します。(例)東日本大震災における津波(2011年)、平成23年台風第12号の豪雨(2011年)、三宅島の噴火(2000年)
問 気象庁東京管区气象台総務部業務課 ☎(☎03-3212-8341)

みんなでSTOP迷惑電話! 安心生活を手に入れるプロジェクト モニター募集

迷惑電話を防止する機器を1年間、無料で貸し出します!

利用条件の年齢制限がなくなりました。悪質な迷惑電話でお困りのあらゆる世代の方にご利用いただけます。詳しくは、市報7月15日号、市HPまたは消費者センターへお問い合わせください。
◆消費者センター(住吉町6-1-5・☎042-425-4141)